

## Q&A（令和4年4月7日版）

### 1 経済的事由による授業料減免に関すること（旧称：通常枠）

Q1-1 成績要件の上位 55%以内とは具体的にどのような順位をいうのですか。

A1-1 次の事例を参考にしてください。

例) 事業構想学群 価値創造デザイン学類3年次生 在籍者 80 人（休学者除く）の場合=44 位まで（ $80 \times 55\% = 44$ ）

食産業学群 食資源開発学類2年次生 在籍者 63 人（休学者除く）の場合=34 位まで（ $63 \times 55\% = 34.65$ ）

Q1-2 前学期は成績不振で免除を受けられませんでしたでしたが、今後、免除は受けられますか。

A1-2 成績評価は、1年次からの成績を積み上げるわけではありませんので、例えば前期から挽回し優秀な成績(上位 55%以内)を修めれば、後期から免除を受けられる可能性はあります。

Q1-3 免除申請について、経済的事由による授業料減免・東日本大震災の被災者に対する授業料減免を同時に申請することができますか。

A1-3 どちらかのみ申請可能です。なお、授業料減免と納付猶予（又は分割納付）は同時申請が可能です。

Q1-4 令和3年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）ですが、なぜ令和2年4月以降入学の学群生（日本国籍を持つ者）は本制度を申請できないのでしょうか。

A1-4 本制度は、令和2年4月から実施されている修学支援新制度の実施前に本学にて実施していた授業料減免制度です。平成31年（令和元年）4月までに本学に入学された学群（学部）生に対しては、今まで本制度により授業料減免を受けていた学生が不利益となることがないように、経過措置として実施しております。

なお、修学支援新制度の対象から外れている学群生（次問参照）や、大学院生及び外国人留学生については、入学年度に関わらず引き続き本制度による授業料減免を実施しております。

Q1-5 要項4ページ 1 申請条件一のハについて、『本学に入学時点で高校卒業後3年を経過していない』とは、具体的にどのような場合をいうのでしょうか。

A1-5 次の表を参考にしてください。

高校学年	1年	2年	3年	(卒業)	(卒業)	(卒業)	(卒業)
卒業後年数	—	—	—	～1年	～2年	～3年	3年経過
判定	—	—	—	経過していない	経過していない	経過していない	経過している

## 2 東日本大震災の被災者に対する授業料減免に関すること (旧称：震災枠)

**Q2-1 外国人留学生は、本制度の対象となりますか。**

A2-1 外国人留学生は、原則として本制度による減免の対象とはなりません。ただし、日本国内に外国人留学生の扶養者が居住し、その扶養者が東日本大震災により被災区分に該当する場合は、本制度による減免の対象となります。

**Q2-2 震災により実家が津波で流されてしまい、住居の復旧のため経済的に厳しい状況です。今年度は授業料の免除を受けられそうですが、来年度以降の授業料の支払ができるか不安です。どうしたらよいですか。**

A2-2 本制度の来年度以降の実施は未定ですが、他の制度（修学支援新制度、経済的事由による授業料減免）は継続して受け付けますので、そちらへの申請をご検討ください。

**Q2-3 免除申請について、経済的事由による授業料減免・東日本大震災の被災者に対する授業料減免を同時に申請することができますか。**

A2-3 Q1-3を参照ください。

**Q2-4 住居の一部損壊や借家の場合は免除の対象とならないのですか。**

A2-4 本制度は、被害の大きい方を優先して救済する制度のため、一部損壊や借家の場合は対象としておりません。

**Q2-5 震災で住居に被害はありませんでしたが、失職したため収入が大きく下がりました。本制度の対象になりますか。**

A2-5 本制度における減免対象とはなりません。世帯収入が少ない場合は、修学支援新制度の対象となる可能性がありますので、そちらへの申請をご検討ください。

**Q2-6 東日本大震災の被災者に対する授業料減免の申請をするにあたり、課税証明書の提出は必要でしょうか。**

A2-6 必要ありません。